

## 公園使用にかかる許可手続きについて

### 1. 公園のご利用について

都市公園は、市民の皆様が自由に楽しめる場所です。ジョギングや散歩、友人とのお集まりなど、普段の利用には申請は不要です。

一方で、イベント・集会・結婚式の撮影等、条例によって制限されている行為(詳細は下記をご参照ください)を公園内で行う場合は、公園管理者の許可が必要となります。

大阪市公園条例(抜粋)

(行為の制限等)

第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 営業のために役務を提供すること
- (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (5) ロケーションをすること
- (6) はり紙、はり札その他の広告物(以下「広告物」という。)を表示すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

※実施にあたっては、制限や条件があります。

○公園管理者とは・・・

大阪市では、大阪城公園、長居公園、鶴見緑地、八幡屋公園、扇町公園、鞆公園、うめきた公園はパークセンターがそれぞれ管理し、それ以外の公園は公園事務所がエリアを分けて管理しています。

この公園を管理しているものを「公園管理者」と言います。連絡先、所在地等は「6. 公園管理者への連絡先」をご確認ください。

## 2. 申請の流れ

(1)事前相談	・公園管理者(パークセンターまたは公園事務所)にお電話またはご来所の上、内容や申請方法についてご相談ください。
(2)関係機関との協議	・申請内容により、消防署・保健所・警察署への届け出等が必要な場合があります。
(3)申請書の提出 (使用日の約1か月前)	・申請書類を作成し、公園管理者に提出してください。
(4)審査・修正	・審査過程で、必要に応じて申請書の修正を依頼する場合があります。
(5)使用料納付と 許可証交付	・許可証が交付されますので受理してください。 ・許可証受取時に公園使用料を納めてください。
(6)公園使用・原状復旧	・イベント等の終了後、使用前の状態に戻してください。

## 3. 提出書類について

(1)申請書(行為・占用許可申請書)

(2)申請書に記載している内容を補足する書類(任意様式、必要に応じて)

(例)・位置図、配置図(公園内の使用箇所及び使用する面積、仮設工作物の配置、占用面積等を記載したもの)

・企画書(使用内容、スケジュール等について具体的に記載したもの)

・仮設工作物の構造・外観(製品カタログ)、設置方法等がわかる書類

※仮設工作物…テントやステージ、立看板等の仮設で設置する工作物

(3)その他公園管理者が必要と認める書類

#### 4. 使用料について

原則、許可に伴い大阪市公園条例に定められた使用料を納めていただく必要があります。

詳細は使用料一覧をご確認ください

##### 【使用料一覧表(※印 経過措置中)】

行為の例		単位	期間	使用料
競技会、運動会、スポーツ大会など		1 場所	1 時間	1,340 円
展示会、博覧会、興行、集会、催しなどにより公園の全部又は一部を独占使用する場合	会費又は入場料を徴収しない場合	100 平方メートル	3時間	※1,190 円
	会費又は入場料を徴収する場合	100 平方メートル	3時間	※2,380 円
催しなどに際し、物品販売・飲食提供などする場合		1 平方メートル	1 日	※290 円
商業目的のロケーション、映画撮影など		1 回	2 時間	10,870 円
競技会、集会、展示会その他これらの催しの際に広告物を掲出する場合		広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 日	3,170 円

##### 【経過措置】

行為の例		改定後使用料	経過措置期間	使用料
展示会、博覧会、興行、集会催しなどにより公園の全部又は一部を独占使用する場合	会費又は入場料を徴収しない場合	1,190 円	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	1,050 円
			令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	1,150 円
	会費又は入場料を徴収する場合	2,380 円	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	2,120 円
			令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	2,330 円
催しなどに際し、物品販売・飲食提供などする場合		290 円	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	220 円
			令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	240 円
			令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで	260 円
			令和 10 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	280 円

## 5. 主な注意事項

	No	注意事項	事前チェック
申請に関する こと	1	必ず事前に公園管理者(パークセンターまたは公園事務所)に連絡し、空き状況及び使用可能か確認してください。公園の使用にあたっては、内容や競合により許可出来ない場合があります。	
	2	申請は余裕をもって使用日の約1か月前を目安に提出してください。使用日直前の申請は審査する期間をもうける事が難しいため許可致しかねます。	
	3	公園使用日前の指定期日までに、許可証を受け取りください。	
	4	使用料納付後、申請者都合(雨天での中止含む)の返金はありません。	
	5	イベントの内容により、安全・衛生の対策(案内・誘導員の配置、仮設物の設置箇所の養生・固定、ごみ置き場の確保等)をとってください。	
	6	火気の取扱いについては、消防署からの指導に従ってください。	
	7	飲食物の取扱いについては、保健所からの指導に従ってください。	
	8	公園の維持管理又は公益上必要が生じた場合は、許可を取り消し、使用の中止を求める場合がありますのであらかじめご承知ください。	
使用に関する こと	9	公園を使用する際は、許可証を提示できるようにしてください。	
	10	申請内容以外及び許可区域以外は使用しないでください。	
	11	公園利用に著しい支障を及ぼす行為や公園等を損傷する行為、他の公園利用者や近隣の迷惑となる行為はしないでください。	
	12	イベント開催にあたっては公園利用者や周辺環境に十分配慮するとともに、公園使用に伴い発生した事故・トラブル・苦情等については、使用者の責任で対応してください。	
	13	公園の施設又は土地を損傷し、または汚損した場合、第三者に被害を及ぼした場合は速やかに応急対応するとともに公園管理者に届出、生じた損害を賠償してください。	
	14	公園内に許可されたもの以外の車両は乗入れないでください。許可された車両についても、走行する際は事故を防ぐため、ハザードランプを点灯させながら、徐行運転を行ってください。来園者が多い場合など必要に応じ車両前後に誘導員をつけてください。また園内留め置きは原則行わないでください。	
	15	公園内を安全に保つため、車止めを外して園内に入る場合は、その都度車止めを元の位置に戻してください。	
	16	公園内の地面に杭やペグ、釘を原則打ち込まないでください。	
	17	イベント周知看板等は、原則、既存の公園施設に取付けないでください。	
	18	使用者は、イベント時に音響機器等を使用する際は、他の来園者や近隣の迷惑にならないよう、音量には十分注意してください。 近隣住民から苦情が来た場合はただちに使用者側で音量を下げ、苦情申出者に対し真摯に対応し、公園管理者へ対応内容を報告してください。	
	19	仮設物の撤去及びイベントで排出したゴミ等の処分、清掃は許可期間内に行い、速やかに原状復旧してください。(公園管理者が必要と認める場合、使用前と使用後の現地立会を行います。)	
全体	20	その他、公園管理者の指示に従ってください。	
	21	許可条件に違反したと認められるときは、許可を取り消す場合があります。その際に発生した損害については補償いたしかねます。	

## 6. 公園管理者への連絡先

ご使用予定の公園ごとに担当パークセンターまたは公園事務所へお問い合わせください。

下記の公園は、担当するパークセンターへご連絡ください。

開庁時間：9時から17時30分

休 日：年末年始(但し、扇町パークセンターについては、土曜・日曜・祝日・年末年始)

担当エリア	パークセンター	所在地	連絡先
鶴見緑地 (※)	鶴見緑地 パークセンター	鶴見区緑地公園 2-163 〈花博記念公園鶴見緑地内〉	電話:06-6911-8787 FAX:06-6911-8714
大阪城公園(※)	大阪城 パークセンター	中央区大阪城 3-11 〈音楽堂南側〉	電話:06-6755-4146 FAX:06-6755-4149
八幡屋公園(※)	八幡屋スポーツ パークセンター	港区田中 3-1-40 〈中央体育館内〉	電話:06-6576-3460 FAX:06-6576-0080
長居公園(※)	長居 パークセンター	東住吉区长居公園 1-23 〈花と緑と自然の情報センター内〉	電話:06-6694-9007 FAX:06-6696-7405
扇町公園(※)	扇町 パークセンター	北区扇町 1-1-87 〈扇町プール西側〉	電話:06-4709-0010 FAX:06-4709-0011
靱公園 (※)	靱 パークセンター	西区靱本町 2-1-14 〈靱テニスセンター内〉	電話:06-6441-6213 FAX:06-6441-6226
うめきた公園 (※)	うめきた 公園管理センター	大阪市北区大深町 5 番 70 号 〈うめきた公園サウスパークE棟 2階〉	電話:06-6136-4776 FAX:06-6136-3714

(※)許認可等一部の業務については、公園事務所で行うものがあります。

上記以外の公園は、担当行政区を管轄する公園事務所へご連絡ください。

開庁時間：9時から17時30分

休 日：土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

担当エリア	公園事務所	所在地	連絡先
都島区・旭区・城東区・鶴見区(鶴見緑地を除く)	鶴見緑地公園事務所	鶴見区緑地公園 2-163 〈花博記念公園鶴見緑地内〉	電話:06-6912-0650 FAX:06-6913-6804
天王寺区・東成区・生野区	真田山公園事務所	天王寺区真田山町 5-70 〈真田山公園内〉	電話:06-6761-1770 FAX:06-6761-1645
中央区(大阪城公園を除く)・西区(靱公園を除く)・浪速区	大阪城公園事務所	中央区大阪城 3-11 〈大阪城公園内〉	電話:06-6941-1144 FAX:06-6943-6877
港区(八幡屋公園を除く)・大正区・西成区	八幡屋公園事務所	港区田中 3-1 〈八幡屋公園内〉	電話:06-6571-0552 FAX:06-6572-1663
住之江区・住吉区・阿倍野区・東住吉区(長居公園を除く)・平野区	長居公園事務所	東住吉区长居公園 1-1 〈長居公園内〉	電話:06-6691-7200 FAX:06-6691-6976
北区(扇町公園及びうめきた公園を除く)・福島区・此花区	扇町公園事務所	北区扇町 1-1-21 〈扇町公園内〉	電話:06-6312-8121 FAX:06-6312-3403
西淀川区・淀川区・東淀川区	十三公園事務所	淀川区十三元今里1-1-41 〈十三公園内〉	電話:06-6309-0008 FAX:06-6885-1591